

岡山市の基本的な考え方

- 利用者の自立を支援するという理念のもと、ケアマネジメントのプロセスを踏まえたケアプラン作成ができているか、**面談の中で、相互に検証・確認**をしながら、**多角的な視点で利用者や家族に寄り添ったケアプランの作成**ができるよう『**気づき**』を促していきます。
- 点検テーマを公表し、点検の確認項目をあらかじめ理解いただけるようにしています。
- 公正・中立なケアマネジメントにつなげるため、特定の法人や併設の事業所に偏るケアプランやサービスの種類や量については、利用者の意向や状態像に合わせて、アセスメントで明確に示す必要があります。

令和6年度のテーマと確認事項

●テーマ アセスメント

理由：アセスメントは、ケアマネジメントにおいて、ケアマネジャーが行う一番重要で専門的な作業です。

「利用者の抱える問題点を明らかにすること、解決すべき課題を把握すること」の原点に立ち返り、アセスメントの技術向上を図ることが、利用者の自立支援に繋がると考えるからです。

●確認項目

- ①アセスメント23項目から導き出された課題が明らかになっているか
- ②専門職と連携し、環境面・医療的な視点で提案ができているか
- ③本人の自立支援、セルフケアの視点から社会資源（インフォーマル）を検討できているか
- ④個々の住宅事情に合わせて過不足なく住宅改修や福祉用具の提案ができているか

令和6年度ケアプラン点検について

※昨年度と実施内容、実施方法等が異なっておりますので、ご確認ください

対象

居宅介護支援事業所	(1) 市内の居宅介護支援事業所で作成された岡山市を保険者とする、 以下①～③の要件のいずれにも該当する <u>全てのケアプラン</u> ①R6.7月～R6.8月利用分に初回加算を算定 ②要介護Ⅰ ③主治医意見書の日常生活自立度（認知症）がⅡaまたはⅡb	ヒアリング (電話・e-mail等) または 面談
(看護)小規模多機能型 居宅介護事業所	(2) 新規事業所（令和3年度以降開設） <u>保険者（岡山市）が選定</u>	面談
居宅介護支援事業所 ※(3)～(5)は(1)に加えて実施	(3) 新規事業所（令和3年度以降開設） <u>保険者が選定</u>	
	(4) 高齢者向け住まい等併設事業所 <u>保険者が選定</u>	
	(5) 規定回数以上の訪問介護を位置付けたケアプラン <u>保険者が選定</u>	

・ 上記ケアプラン点検とは別に「岡山県介護給付適正化計画」に基づく介護給付適正化事業（軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続き）、備前県民局が実施する介護給付適正化事業（ケアプラン点検）へのご協力をお願いする場合がありますのでよろしくお願いいたします。

・ 「令和5年度ケアプラン点検のまとめ」を岡山市介護保険課HPに公表しますので、ご確認ください。